

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】
・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第5回期日（20200601）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠申出書

2020年 5月18日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

原告らは、以下のとおり人証の申出をする。

第 1 人証の表示

1 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 1 (同行・主尋問 20分)

2 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 2 (同行・主尋問 20分)

3 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 3 (同行・主尋問 20分)

4 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 4 (同行・主尋問 20分)

5 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 5 (同行・主尋問 20分)

6 [redacted]
[redacted]

原告本人 原告番号 6 (同行・主尋問 20分)

7 [redacted]
[redacted]

証人 [redacted] (同行・主尋問 20分)

第2 立証の趣旨

1 原告ら

- (1) 各原告のセクシャリティについて
- (2) 各原告が同性愛者であることで経験した問題及びその精神的苦痛
- (3) 原告らの生活が異性カップルのそれと変わらないこと
- (4) 原告らに婚姻を認めても社会に影響があるわけではないこと
- (5) その他原告らの主張全般にかかわる事実

2 証人

- (1) 原告らの生活が異性カップルのそれと変わらないこと
- (2) 原告らの受けてきた不利益・問題
- (3) 同性愛者の家族としての認識
- (4) その他原告らの主張全般にかかわる事実

第3 尋問事項

別紙尋問事項記載のとおり。

以上